組合員・被扶養者の資格喪失後は
資格確認書・高齢受給者証の返却をお願いします

資格確認書・高齢受給者証が使用できるのは、退職日までです！資格確認書等が発行されている場合は、必ず返却ください。

資格喪失後に資格確認書を提示して医療機関等を受診した場合、後日医療費の返還請求をすることとなりますので使用しないよう注意してください。